

歯の治療を受けるとき

歯の治療も健康保険で受けられます

病気やけがをしたときの治療と同じように、歯の治療も診察から入れ歯まで健康保険で受けられます。前歯は健康保険がきかないといったことはありません。(次項参照)

被保険者証を使って保険診療を受けた場合、被保険者、被扶養者とも3割(義務教育就学前は2割)の自己負担となります。

特別な材料を希望すると自費診療

歯の治療に使える健康保険の材料は決まっています。それ以外の特別な材料を希望すると自費診療となります。

この場合、原則として材料費だけでなく、治療費も全額自己負担となります。自費診療を希望するときはどれくらいの費用がかかるのかなどを、事前に歯科医

師とよく話し合ってから受診することが大切です。

なお、前歯の治療に特別な材料を使うときや金属床による総義歯を希望するときは、健康保険で認められている材料費との差額を負担すれば、ほかの治療費は保険扱いとする方法もあります。

健康保険でかかれないもの

特別な治療材料を希望しないかぎり必要な歯の治療は健康保険で受けられるわけですが、次のようなものは健康保険では認められていません。

①ムシ歯予防のためのフッ素塗布。

②歯ならびやかみ合わせを治す歯列矯正など。

③歯科の健康診断。

④単なる歯石除去。(ほうっておくと歯槽膿漏になりそうな場合や、歯槽膿漏の治療のために行う場合は保険で治療が受けられます。)

⑤業務上や通勤途上で生じた歯のけが。

